

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の 施行に伴う要請について

本会では、令和2年4月3日に公布された「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の3カ月以内の施行に当たり、4月16日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課あて別記のとおり要請を実施した。なお、今般、同省がパブリックコメントで示された「家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令案」においては、本要請のうち①「1 飼養衛生管理基準の遵守体制の強化」における「(1) 農場管理獣医師の配置の義務化」について、全ての家畜及び家きんの飼養衛生管理基準から獣医師等の健康管理指導を「大規模所有者」に限定する旨の記載が削除されること、②「2 家畜の伝染性疾患の種類(名称)の適正化」については、届出伝染病の「牛白血病」が「牛伝染性リンパ腫」に改正される他、その他の疾病名称も大幅に変更されることとされており、これまで本会の産業動物臨床・家畜共済委員会等で検討し、提言してきた要請事項が実現に向け進められている旨申し添える。

【別記】

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の 施行に伴う要請

令和2年4月
公益社団法人 日本獣医師会

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」が令和2年4月3日に公布され、3カ月以内に施行されるに当たり、次の事項について要請しますので、ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

1 飼養衛生管理基準の遵守体制の強化

(1) 農場管理獣医師の配置の義務化

「全ての家畜及び家きんの飼養農場ごとに農場管理獣医師の配置を義務付けること。」

(理 由)

令和2年3月9日付けで家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準（豚、いのしし）の改正省令が公布され、7月1日に施行される予定である。当該改正省令においては、「I 家畜防疫に関する基本的事項」において次のとおり「6 獣医師等の健康管理指導」が追加された。

「6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。」

この規定は、豚熱の発生やアフリカ豚熱の侵入の

危険性に鑑み、従来の大規模養豚農場に限らず、全ての養豚農場に義務付けられるものである。今回の家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の侵入が懸念される牛、家きん等についても同様の規定が追加されるべきである。

(参 考)

農場管理獣医師の定義

（「農場管理獣医師の在り方と今後の課題」（平成29年6月、公益社団法人 日本獣医師会））

農場管理獣医師とは、生産段階から流通、消費者までの各部門を把握し、生産者、消費者、動物、環境及び地域社会と共存し、コンプライアンスを重視しながら、行政及び関係各機関の専門家と連携して、消費者に畜産物の“安心・安全”を提供するために農場で活動する獣医師である。

(2) 農場管理獣医師による衛生管理の一元化

「(1) に基づく農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出を義務付け、農場管理獣医師による農場ごとの衛生管理の一元化及び家畜保健衛生所への当該衛生管理状況の報告の適正化を図ること。」

(理 由)

畜産経営については、専門化及び大規模化の進展を踏まえ、我が国の畜産や地域経済の発展、国民への食料の安定供給等に果たすべき責任が増大していることに鑑み、次のような衛生管理業務の農場管理獣医師への一元化を図る必要がある。

- ① 口蹄疫、豚熱等に対する総合的な防疫対策として、飼養衛生管理の向上、家畜伝染病等の侵入防止、早期発見・通報等
- ② 消費者に高品質で安全な畜産物を安定供給する責務の遂行
- ③ 要指示医薬品の一元管理と慎重使用による薬剤耐性（AMR）対策の推進
- ④ 人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る“One Health”への配慮

(3) 畜産分野における農場 HACCP 又は JGAP の普及・定着

「高品質で安全な畜産物の国内供給及び畜産物の輸出促進に寄与するため、農場管理獣医師の指導の下で、農場 HACCP 又は JGAP の畜産経営への普及・定着を推進すること。」

(理 由)

高品質で安全な畜産物を提供するためには、畜産物の生産、流通、消費の各段階で HACCP の考え方を導入した生産工程管理が必須となっており、国際獣疫事務局（OIE）、国際食品規格委員会（Codex）等の国際機関においても、国際基準としての HACCP を公表し各国における導入を推奨している。このような国内外の情勢に対処するため、農場ごとに農場管理獣医師の配置を義務付け、その指導の下に獣医療を中心とした広範かつ専門的な生産・経営管理を確立するための農場 HACCP 等の早急な導入・定着を推進する必要がある。

(4) 農場管理獣医師による豚熱ワクチン接種の適正な実施

「今後継続的に実施される豚熱ワクチンの接種については、家畜伝染病予防法第 6 条の規定に基づく家畜防疫員による接種に替えて、同法第 62 条の 2 に基づく自主的な措置として農場管理獣医師によるワクチン接種に早急に移行すること。」

(理 由)

昨年から、ワクチン接種推奨地域に指定された 21 都府県において順次豚熱ワクチンの接種が行われている。ワクチン接種の再開当初は家畜防疫員による強制的な接種が必要と考えられるが、今後は継続的な接種となることから、家畜伝染病予防法第 6 条ではなく同法第 62 条の 2 の規定に基づく自主的な接種に移行すべきである。特に、農場管理獣医師等が家畜防疫員となって献身的に協力しているにも

かかわらず、その対価としての獣医師の日当は例えば 12,890 円と極めて低水準に設定されている。このため、本来の畜産経営者と農場管理獣医師との自発的な契約に基づく対価に早急に移行すべきである。

その際には、かつての自衛防疫団体が主導する防疫活動ではなく、農場ごとに定められる担当の農場管理獣医師が主体となって畜産経営との自主的な契約に基づき実施する体制とするよう留意する必要がある。

2 家畜の伝染性疾病の種類（名称）の適正化

「届出伝染病である牛白血病の種類（名称）を消費者等の誤解を招かない適正な名称、例えば『牛伝染性リンパ腫』に改正すること。」

(理 由)

家畜伝染病予防法に規定される伝染性疾病の中には、人の感染症と類似の名称が使用されているため、病原的には全く無関係であるにもかかわらず、一般消費者等に無用な誤解を与えるものがある。このため、今回の家畜伝染病予防法の改正においては「豚コレラ」が英語名称である“Classical swine fever”を参考に「豚熱」に改正された。

一方、家畜伝染病予防法施行規則で規定されている届出伝染病の中にも、「牛白血病」のように消費者や畜産経営に誤解を与えるものがある。本病の英語名称は“Enzootic bovine leukosis”であるが、直訳すれば「地方病性牛白血病」となり、消費者等の懸念は解消されない。このため、本病の病態に鑑み「牛伝染性リンパ腫」に名称を変更することが適当である。

3 その他、医療分野との連携や国際支援等による“One Health”の推進等

(1) 医師との連携による“One Health”実践体制の構築と関連獣医療施策の推進

「『第 2 回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議』で採択・公表された『福岡宣言』に基づき、獣医療分野における有効な人獣共通感染症対策、世界的に注目されている薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、医師と獣医師の連携体制の構築及び獣医療における“One Health”の実践施策を推進すること。」

(理 由)

人と動物の健康及び野生動物を含む環境の保全に

係る関係者が連携して感染症対策等に取り組むべきであるとする“**One Health**”の概念に注目し、平成25年に日本獣医師会と日本医師会は学術協力推進に関する協定を締結した。更に、全国55全ての地方獣医師会においても地域の医師会と連携協定を結び、医師と獣医師の全国的なネットワークを構築している。現在、世界的なパンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症をはじめ、近年、新興・再興感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等が世界的に重要視されている中、このネットワーク体制を活用した獣医療における“**One Health**”対策の積極的な実践が求められている。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ、SFTS、狂犬病等人獣共通感染症に対する検査体制の確立

「人の感染症の約**6割**が動物由来であること等に鑑み、獣医療においては家畜にとどまらず愛玩動物や野生動物に対する検査が極めて重要であることから、今後は家畜・家きんにとどまらず愛玩動物や野生動物に対する検査体制の整備を図ること。」

(理 由)

現在パンデミックを引き起こしている新型コロナウイルス感染症をはじめ、高病原性鳥インフルエンザ、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、狂犬病、エボラ出血熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）等はいずれも人獣共通感染症であり、医師と獣医師との連携対応が不可欠である。

現在、特定家畜伝染病である豚熱の野生イノシシでのまん延が問題となっている中、台湾で52年ぶりに野生動物等で発生が確認された狂犬病、野生動物・ダニ・愛玩動物から人に感染するSFTS等について、愛玩動物や野生動物に対する検査体制等の不備が懸念されており、獣医師による愛玩動物や野生動物の感染症の診断等獣医療体制の構築及び医師との連携対応が喫緊の課題となっている。

(3) 家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する獣医療危機管理体制の整備・充実

「家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実のため、獣医療分野における国の防疫対応で重要な役割を果たす農研機構動物衛生

研究部門の公的な位置づけを高め、獣医療危機管理体制を構築すること。」

(理 由)

農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門は、重要な動物の感染症について最終診断を行う我が国唯一の公的な研究機関として、国、都道府県等と密接に連携して国内防疫措置に貢献するばかりでなく、国際獣疫事務局（OIE）の科学委員会やコード委員会の委員、BSE等のレファレンスラボラトリー等として我が国を代表して国際貢献を果たしている。しかし、同部門は、平成13年に独立行政法人化されて以降、人員・予算ともに3/4に削減され、適正な業務運営に支障を来すことが懸念されている。

また、“**One Health**”の実践や人獣共通感染症に関する同部門の業務については、農研機構法において農業及び食品産業に関する技術上の試験・研究等と規定され、家畜及び家きんに関係するものに限定されているため、愛玩動物や野生動物等の獣医療分野における試験・研究等が実施できない状況となっている。

(4) 人獣共通感染症、越境性感染症等の侵入の未然防止等のための国際交流の推進

「人獣共通感染症や越境性感染症等の我が国への侵入を未然に防止するため、アジア諸国におけるこれら感染症の早期発見と防疫対応のための獣医療技術研修等の推進を支援すること。」

(理 由)

経済活動等の国際化の進展により、人・物双方の広範な国際交流が飛躍的に拡大する中、人獣共通感染症、越境性感染症等が常在化している近隣アジア諸国からこれらの感染症が侵入する危険性が增大している。これらの感染症の我が国への侵入を未然に防止するためには、アジア諸国の獣医師が自国において感染症の早期発見と迅速な防疫対応を講じるための獣医療技術を獲得し実践する必要がある。

このため、アジア諸国の獣医師に対する獣医療技術研修等を実施し、アジア諸国の家畜・動物衛生の向上と、我が国への感染症の侵入防止のための獣医療体制の構築を図る必要がある。